

第128期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

大同工業株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.did-daido.co.jp/>) に掲載することにより、ご提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守並びに経営及び業務の遂行のため、必要な規定、基準を体系化し、その取扱いと運用を定め、取締役・使用人の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

安全、防災等に関しては、各種委員会を設置し、委員会の活動を通し法令を遵守するとともに、品質・環境についてはISOマネジメントシステムの運用を通して企業の社会的責任を果たしていく。

グループ各社を含めたCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための、社長を委員長とするCSR委員会を設置する。また、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部統制監査室を設置し、企業集団の内部統制の整備・運用状況の評価並びに企業活動における法令遵守や倫理性の確保に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査等委員会は、これらの文書等の情報を適時に入手することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、防災等に関する規定の整備・運用及び各種委員会の活動により、危険発生の予防措置を講ずるとともに、危険発生時には、随時それぞれの担当部署が各種の委員会等を開催し、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

企業集団に潜在するリスクの更なる洗い出しを行い、必要な規定・体制の整備に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、企業集団における取締役の職務の執行の効率化を図る。

- 1) 社内規定による職務権限、意思決定ルールの特文化
- 2) 取締役を構成員とする経営会議等の設置
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく単年度計画の策定、部門毎の業績目標の設定と予算の立案
- 4) ITを利用した月度業績管理及び予算管理の実施

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ会社管理規定」に基づき、グループ各社に月次報告書の提出及び重要事項の事前報告を求める。また、経営戦略会議では、経営業績及び経営計画等の報告を受け、承認を行う。これらにより、企業集団の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

また、上記ロ、ハ、ニについては、①、③、④のとおり企業集団の規定・体制の整備に努める。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制監査室が企業集団の内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査等委員会室を設置し、その職務を補助する専従スタッフを配属する。このスタッフは、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材とする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従い、その業務を行う。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社は取締役会、経営会議その他の重要な会議において、監査等委員会へ法令及び定款に定める事項並びに経営計画、経営管理、財務、人事労務その他重要な事項を報告する。

前記に関わらず、監査等委員会は随時、必要に応じて当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ各社は、前号の監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役をはじめとする経営陣は、監査等委員会と定期的に意見及び情報の交換を行い、適宜必要な情報を提供し、監査等委員会との意思の疎通を図る。また、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合には、弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民社会の秩序や企業の健全なる活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、主管部署が警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された内部統制の基本方針に基づき、社長直轄の独立した内部統制監査室が、当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。また、定期的なモニタリングを行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な正・改善を進めております。内部統制システムの構築並びにその運用・改善に関する重要課題については、期首に策定される計画に基づき開催されるC S R委員会にて審議した上で、その対応方針を決定しております。

② コンプライアンス

C S R委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めております。また、内部通報規定の制定及び運用を通じ、ヘルプライン（内部通報の窓口）制度周知に努めております。通報事案については、社内各部署及び外部専門家等と連携し適切な対応を行うとともに、C S R委員会において適時に報告を行うこととしております。

③ グループ会社管理体制

当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、グループ会社にも適用されるグループ会社管理規定に基づき、経営戦略会議を開催することとしております。当該会議においては、グループ会社の経営業績及び経営計画等の報告・承認、グループ経営方針の徹底並びにグループ会社間の調整等が行われております。なお、当事業年度中においては、当該会議を3回開催しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針及び計画に基づき、内部監査及び会計監査人による内部統制の運用状況のテストを実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制に関する評価を行っております。また、社内規定や業務プロセスの整備、評価及び改善も同時に行っており、これらの評価結果については、C S R委員会を通じて取締役及び監査等委員会に報告され、別途、会計監査人に対しても報告されております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に依じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D.I.D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅲをご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が後述の対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、1. 成長市場・成長分野の取り込みによる事業の拡大、2. 技術の進化による新たな市場の開拓及び3. 多様な人材の育成と活用に取り組んでおります。

また、当社は、一層の経営の効率性、透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを基本的な方針として取り組んでおります。具体的には、2005年6月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行の機能を分離しつつ、2013年6月27日開催の定時株主総会において、取締役を9名から7名に減員したことで、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。また、2015年6月26日開催の定時株主総会において、独立社外取締役を2名選任し、経営に対する監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる向上を図り、経営の健全性の維持と透明性の確保を実現しております。さらに、2020年6月26日開催の定時株主総会において、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員となり、取締役会の監督機能強化と更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。なお、移行後においては、取締役総数11名で、うち社外取締役3名（うち独立社外取締役3名）となります。

加えて、法令順守の徹底を図るため、2008年4月1日より内部統制監査室を新たに設置し、必要に応じて基本方針の改定を含めた内部統制システムの継続的な整備を行うとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置し、活動上の重要課題について適宜所要の審議及び方針決定を行っております。

更に、2017年開催の株主総会以降、株主総会資料の早期開示及び発送並びに議決権行使の電子化（議決権電子行使プラットフォームへの参加）を実現しております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2020年5月21日開催の当社取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、2017年5月15日付当社取締役会決議及び2017年6月27日付第124期定時株主総会決議に基づき導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の一部を変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、(a) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、(b) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、(c) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、1. 大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、2. 当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ3. 当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルール の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。

更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないとは判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2020年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.did-daido.co.jp/>）に掲載する2020年5月21日付プレスリリースをご覧ください。

Ⅳ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。また、配当性向につきましては、『第11次中期経営計画』の期間中において連結の親会社株主に帰属する当期純利益の15%以上とし、配当の継続的な拡大を目指しております。なお、剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であること及び取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、通期の業績を踏まえ、当事業年度における配当回数は年1回としております。

当期については、新型コロナウイルス感染症の影響により今後も先行き不透明な経営環境が続くことが予測されることから、誠に遺憾ではございますが、1株あたり15円の配当といたしたいと存じません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

17社

連結子会社名

株式会社大同ゼネラルサービス

新星工業株式会社

大同鏈条(常熟)有限公司

D.I.D PHILIPPINES INC.

P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D.I.D VIETNAM CO.,LTD.

DID MALAYSIA SDN. BHD.

DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.

D.I.D ASIA CO.,LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.

INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.

DAIDO INDIA PVT.LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S.R.L.

他1社

②非連結子会社名

株式会社大同テクノ

ガイド建設株式会社

翔研工業株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用非連結子会社の数

1社

株式会社大同テクノ

②持分法適用関連会社の数

1社

株式会社月星製作所

③非連結子会社2社(ガイド建設株式会社、翔研工業株式会社)及び関連会社3社(株式会社和泉商行、株式会社スギムラ精工、ATLAS DID (PRIVATE) LTD.)については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社17社のうち、下記14社の決算日は12月31日であります。

大同鏈条(常熟)有限公司

D.I.D PHILIPPINES INC.

P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D.I.D VIETNAM CO.,LTD.

DID MALAYSIA SDN. BHD.

DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.

D.I.D ASIA CO.,LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.

INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S.R.L.

他1社

連結計算書類の作成にあたっては、子会社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社17社のうち、下記3社の決算日は連結決算日と一致しております。

株式会社大同ゼネラルサービス

新星工業株式会社

DAIDO INDIA PVT.LTD.

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

: 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

: 移動平均法による原価法

2) デリバティブ

: 時価法

3) たな卸資産

製 品

: 主として売価還元法による原価法

仕 掛 品

: 主として総平均法による原価法

原材料・貯蔵品

: 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産
(リース資産を除く) : 当社及び国内連結子会社は定率法によっております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並び
に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい
ては、定額法によっております。また、在外連結子会社は定額法によ
っております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 3～60年
機械装置及び運搬具 2～14年
- 2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア : ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。
- 3) リース資産 : 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につい
ては、リース期間を耐用年数とし、またリース料総額と取得価額相当額
との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用
しております。

③重要な繰延資産の処理方法

- 社債発行費 : 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却しており
ます。

④重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金 : 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収
可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金 : 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、当連結会計年度に
負担すべき支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 役員賞与引当金 : 役員の賞与の支払に備えるものであって、当連結会計年度に負担すべ
き支給見込額を計上しております。
- 4) 製品保証引当金 : 製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見
込額を計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しておりま
す。
- 5) 受注損失引当金 : 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における
受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に
見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しておりま
す。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

3) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

⑦重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑧消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下の通りです。

(1) 当社のアルミリム事業における固定資産の減損損失の認識の要否

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社のアルミリム事業では、一部の設備老朽化や品質基準が厳しい大型バイク向けの高付加価値リムの需要増加により歩留が悪化したことから、継続的に営業損益がマイナスとなりました。この結果、減損の兆候が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を行っております。

検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額1,671百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、固定資産は定期的に減価償却されますが、固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識されます。

当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、アルミリム事業の中期事業計画を基礎としております。当該事業計画は、二輪完成車メーカーへの新規製品の販売及び既存製品の拡販による売上高の増加、新設備導入により外注工程を内製化することで、加工費を削減することを前提としておりますが、将来キャッシュ・フローの見積りにこれらの判断が重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないため、将来キャッシュ・フローの見積りには含めておりません。

(2) DAIDO INDIA PVT. LTD. (以下「DIN社」) の固定資産の減損テスト

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

DIN社では、インド市場における価格競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染拡大により自社及び顧客の生産工場が一時的に停止し営業損失を計上しました。この結果、減損の兆候が認められることから、当連結会計年度において減損テストを実施しております。

検討の結果、回収可能価額が有形及び無形固定資産の帳簿価額合計990百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

DIN社では、固定資産は定期的に減価償却されますが、固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には処分コスト控除後の公正価値と将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定した使用価値のいずれか高い金額により回収可能価額を測定し、帳簿価額と比較することによって減損テストを実施しております。

当該減損テストに用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、DIN社が作成した中期事業計画を基礎としております。当該事業計画は二輪完成車メーカーからの新規受注による売上高の増加及び購入品を内製化することで製造費用を削減することを前提としておりますが、これらの前提に関する判断が、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないため、将来キャッシュ・フローの見積りには含めておりません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ①担保に供している資産
- | | |
|-----------|----------|
| 現金及び預金 | 9百万円 |
| 売掛金 | 26百万円 |
| 建物及び構築物 | 180百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 7百万円 |
| 土地 | 448百万円 |
| 投資有価証券 | 4,970百万円 |
| 計 | 5,643百万円 |
- ②担保に係る債務
- | | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 2,482百万円 |
| 長期借入金 | 7,129百万円 |
| 計 | 9,612百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 49,307百万円
- (3) 輸出手形割引高 19百万円
受取手形裏書譲渡高 188百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 10,924,201株
- (2) 当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 11,906株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ①配当金支払額等
- 2020年6月26日開催の第127期定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・配当金の総額 163百万円
 - ・1株当たり配当額 15円
 - ・基準日 2020年3月31日
 - ・効力発生日 2020年6月29日
- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2021年6月24日開催の第128期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・配当金の総額 163百万円
 - ・1株当たり配当額 15円
 - ・基準日 2021年3月31日
 - ・効力発生日 2021年6月25日
 - ・配当金の原資 利益剰余金

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その取引金額の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

当社は、営業管理規定及び経理規定に従い、営業債権について各担当部署にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社に準じた同様の管理を行っております。デリバティブ取引については信用度の高い金融機関を取引先とし、相手方の債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、先物為替予約は実需に裏付けられた範囲で取引を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、デリバティブ取引の実行・管理については総務部が行い、その運用状況は総務部長が取締役に報告しております。連結子会社は四半期毎に当社の取締役会にデリバティブ取引を含んだ財務報告を行っております。なお、デリバティブ取引に関する管理規定は特に設けておりません。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融資産の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,748	12,748	－
(2) 受取手形及び売掛金	10,790	10,790	－
(3) 投資有価証券	9,240	9,240	－
資 産 計	32,778	32,778	－
(1) 支払手形及び買掛金	5,879	5,879	－
(2) 短期借入金	4,600	4,600	－
(3) リース債務（流動負債）	162	162	－
(4) 未払法人税等	155	155	－
(5) 社債	5,700	5,705	5
(6) 長期借入金	13,707	13,660	△46
(7) リース債務（固定負債）	1,467	1,397	△70
(8) 長期未払金	204	193	△11
負 債 計	31,876	31,755	△121
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(11)	(11)	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	(4)	(4)	－
デリバティブ取引計	(16)	(16)	－

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動負債）、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金、(7) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 長期未払金

時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	18
非連結子会社及び関連会社株式	4,547

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,107円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円14銭 |

8. 重要な後発事象

当社は、2020年11月10日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるDaido Corporation of America（米国テネシー州：以下、「DCA」という。）による北米での合併会社設立について以下の内容で決議し、2020年11月11日に出資契約を締結、2021年1月1日付で合併会社を設立いたしました。

(1) 合併会社設立の目的

当社グループは、従前より自動車エンジン内チェーンシステム事業（以下、「自動車部品関連事業」という。）の拡大のための様々な施策を行っておりますが、その一環として、この度、北米における自動車部品関連事業の事業基盤強化及びシェア向上を目的として、ドイツに本社を置く自動車エンジン用タイミングドライブシステム（チェーンおよびそのシステム部品等を含む）の大手であるiwis motorsysteme GmbH & Co.KG（以下、「iwis」という。）とDCAとで、合併会社を設立いたしました。

新たに設立した合併会社においては、当社グループ及びiwis双方の強みを活かすことで、販路拡大や新規顧客の獲得、コストメリットの創出などが期待され、このアライアンスを通じて、北米市場におけるシェア拡大を図るものであります。

なお、当該合併会社は、iwisの北米製造拠点（iwis engine systems LP：米国ケンタッキー州）とDCAの四輪事業とを現物出資する形で設立され、当社の持分法適用関連会社となる予定であります。

(2) 設立する合併会社の概要

①	名 称	iwis-Daido LLC
②	所 在 地	3500 North U.S. Highway 641 KY 42071 Murray
③	事 業 内 容	自動車エンジン用タイミングドライブシステム（チェーンおよびそのシステム部品等を含む）の製造・販売
④	決 算 期	12月
⑤	設 立 年 月 日	2021年1月1日
⑥	出 資 比 率	iwis motorsysteme GmbH & Co.KG 70% Daido Corporation of America 30% (25%現物出資+5%追加取得)
⑦	追 加 取 得 条 件	DCAは、クロージング（2021年1月1日）から5年間、出資比率が50%に至るまでiwisより持分を買い取る権利を有しております。

(3) 当社の連結子会社の概要

①	名 称	Daido Corporation of America
②	所 在 地	1031 Fred White Blvd., Portland, TN37148 U.S.A.
③	代 表 者	五谷 憲恭
④	事 業 内 容	二輪車用チェーン・リムおよび産業用チェーン等の輸入・販売、 自動車エンジン用タイミングチェーン等の製造・販売
⑤	資 本 金	5,000千米ドル
⑥	決 算 期	12月
⑦	設 立	2002年5月
⑧	出 資 比 率	当社100%

(4) 合併の相手先の概要

①	名 称	iwis motorsysteme GmbH & Co.KG
②	所 在 地	Albert-Rosshaupter-Strasse. 5381369 Munich, Germany.
③	代 表 者	Frank Wiemer / Joerg Quittkat / Ulrich Bach
④	事 業 内 容	自動車エンジン用タイミングドライブシステム（チェーンおよびその システム部品等を含む）の設計・製造・販売
⑤	資 本 金	6,500千ユーロ
⑥	決 算 期	12月
⑦	設 立	1916年

(5) 日程

①	取 締 役 会 決 議 日	2020年11月10日
②	契 約 締 結 日	2020年11月11日
③	合 併 会 社 設 立 日	2021年1月1日
④	事 業 開 始 日	2021年1月1日

(6) 当該事象の連結業績に与える影響額

本件が翌連結会計年度の業績に与える影響は現在算定中であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの : 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの : 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
製 品 : 売価還元法による原価法
(但し、コンベヤは個別法による原価法)
仕 掛 品 : 総平均法による原価法
(但し、コンベヤは個別法による原価法)
原材料・貯蔵品 : 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
(リース資産を除く) : 定率法によっております。
但し、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備は除く)並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりで
あります。
建物 3～47年
機械及び装置 2～9年
無形固定資産
ソフトウェア : ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産 : 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について
は、リース期間を耐用年数とし、またリース料総額と取得価額相当額
との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用
しております。
- (4) 重要な繰延資産の処理方法
社 債 発 行 費 : 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却してあり
ます。
- (5) 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金 : 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収
可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金 : 従業員の賞与の支払に備えるものであって、当事業年度に負担すべき
支給見込額を計上しております。

製品保証引当金	: 製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しております。
受注損失引当金	: 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	: 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
債務保証損失引当金	: 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 … 為替予約
ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権
- ③ヘッジ方針
外貨建取引に対するリスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引として、為替予約取引を行うものとしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（1）当社のアルミリム事業における固定資産の減損損失の認識の要否」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	180百万円
構	築	0百万円
機	械 及 び 装	0百万円
土	置	448百万円
投	地	4,970百万円
資	有 価 証 券	4,970百万円
	計	5,600百万円

②担保に係る債務

短	期 借 入 金	1,422百万円
長	期借入金（返済1年以内）	998百万円
長	期 借 入 金	7,129百万円
	計	9,549百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,387百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

D.I.D PHILIPPINES INC.	144百万円
P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	796百万円
DAIDO CORPORATION OF AMERICA	200百万円
DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	115百万円

上記の保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	3,600百万円
②短期金銭債務	1,043百万円

(5) 輸出手形割引高 19百万円
受取手形裏書譲渡高 188百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	8,256百万円
仕 入 高	4,033百万円
営業取引以外の取引高	815百万円

(2) 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、連結子会社（D.I.D PHILIPPINES INC.）の財政状態等を勘案し、計上したものであります。

(3) 貸倒損失

連結子会社（DAIDO INDIA PVT.LTD.）において、デット・エクイティ・スワップによる資本増強を実施する際、当社の同社に対する貸付金に関する関係会社貸倒引当金1,884百万円を取り崩し、同社の純資産に基づき算出した評価額との差額149百万円を貸倒損失として計上したものであります。

(4) 関係会社出資金評価損

当社が保有する連結子会社（D.I.D VIETNAM CO.,LTD.及びDAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.）の出資金を減損処理したことによるものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	1,462株
---------	--------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	113百万円
退職給付引当金	732百万円
減損損失	363百万円
棚卸資産評価損	120百万円
貸倒引当金	161百万円
関係会社株式評価損	797百万円
関係会社出資金評価損	536百万円
税務上の繰越欠損金	254百万円
その他	195百万円

繰延税金資産小計 3,275百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 -百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 Δ 1,885百万円

繰延税金資産合計 1,390百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 Δ 81百万円

その他有価証券評価差額金 Δ 1,804百万円

繰延税金負債合計 Δ 1,886百万円

繰延税金負債の純額 Δ 495百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注1)	科目	期末残高(百万円) (注1)
子会社	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	所有 直接 80.85	債務の保証 役員の兼任	債務の保証 (注2)	796	-	-
子会社	DAIDO INDIA PVT.LTD.	所有 直接 98.89 間接 1.11	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (△) 回収 (注3)	75 (△48)	関係会社短期貸付金 (流動資産 その他) 関係会社長期貸付金	3 630
				増資の引受け 貸付金の現物出資 (注4)	357 2,489	-	-
子会社	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 (△) 回収 (注3)	650 (△650)	関係会社短期貸付金 (流動資産 その他)	650
子会社	DID EUROPE S.R.L.	所有 直接 100.00	当社より製品を 販売 役員の兼任	チェーン等の販売 (注5)	2,312	受取手形及び売掛金	620

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 債務保証は、子会社の金融機関からの借入に対し当社が保証を行っているものであります。なお、担保等の提供は受けておりません。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保等の提供は受けておりません。

4. DAIDO INDIA PVT.LTD.が行った株主割当増資について、資金の払込のほか、デット・エクイティ・スワップによる引受を行っております。なお、当社の同社に対する貸付金に関する関係会社貸倒引当金1,884百万円を取り崩し、同社の純資産に基づき算出した評価額との差額149百万円を貸倒損失として計上しております。

5. 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,261円65銭

(2) 1株当たり当期純利益

15円83銭